

議案第37号

北上市印鑑条例の一部を改正する条例

北上市印鑑条例（平成3年北上市条例第104号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(登録の資格)</p> <p>第2条 <u>本市において</u>住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）の規定に基づき、<u>住民票に記載</u>されている者は、1人1個に限り印鑑の登録を受けることができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>(登録申請者の意思確認)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、登録申請者自らが出頭して印鑑の登録の申請をしたときは、次の各号のいずれかに該当する書類の提示又は提出を受けることにより、前項に規定する回答書の持参に替えて、第1項の確認をすることができる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(3) 登録申請者が本人に相違ないことを、市の常勤職員により確認された書面</u></p> <p><u>(4) [略]</u></p>	<p>(登録の資格)</p> <p>第2条 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）の規定に基づき、<u>北上市の住民基本台帳に記録</u>されている者は、1人1個に限り印鑑の登録を受けることができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>(登録申請者の意思確認)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、登録申請者自らが出頭して印鑑の登録の申請をしたときは、次の各号のいずれかに該当する書類の提示又は提出を受けることにより、前項に規定する回答書の持参に替えて、第1項の確認をすることができる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(3) [略]</u></p>

(登録できない印鑑)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する印鑑の登録をしてはならない。

- (1) 住民票に記載又は登録されている氏名、氏、名若しくは通称（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名若しくは通称の一部を組合せたもので表していないもの
- (2) 職業、資格その他氏名又は通称以外の事項を表しているもの
- (3)～(5) [略]
- (6) 外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人であって、住民票の備考欄に記載されている氏名の片仮名表記又はその一部を組合せたもので表していないもの
- (7) [略]

(登録できない印鑑)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する印鑑の登録をしてはならない。

- (1) 住民票に記録されている氏名、氏、名、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは通称（令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組合せたもので表していないもの
- (2) 職業、資格その他氏名、旧氏又は通称以外の事項を表しているもの
- (3)～(5) [略]
- (6) [略]

2 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人が住民票の備考欄に記載されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

(印鑑登録原票)

第7条 市長は、印鑑登録原票を備え、印鑑の登録の申請について審査した上、印影のほか次の事項を登録するものとする。

(1)・(2) [略]

(3) 氏名(外国人住民に係る住民票に通称が記載されている場合にあっては、氏名及び通称)

(4) [略]

(5) 男女の別

(6) [略]

(7) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人であって、住民票の備考欄に記載されている氏名の片仮名表記又はその一部を組合せたもので表している場合にあっては、当該氏名の片仮名表記

(印鑑登録証明の交付)

第15条 [略]

2 [略]

3 市長は、やむを得ない理由により印鑑登録証明書が作成できないときは、別に定める様式により印鑑証明書をもってこれにかえることができる。

(印鑑登録原票)

第7条 市長は、印鑑登録原票を備え、印鑑の登録の申請について審査した上、印影のほか次の事項を登録するものとする。

(1)・(2) [略]

(3) 氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記録がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあっては氏名及び当該通称)

(4) [略]

(5) [略]

(6) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人であって、住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組合せたもので表している場合にあっては、当該氏名の片仮名表記

(印鑑登録証明の交付)

第15条 [略]

2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

令和元年9月5日提出

北上市長 高 橋 敏 彦

提案理由

住民基本台帳法施行令等の一部改正により、住民票に旧氏の記録が可能となることから、旧氏による印鑑登録を可能とするほか、所要の改正をしようとするものである。